

資料と公共性 : 2022年度研究成果年次報告書

岡崎, 敦
九州大学大学院人文科学研究院

清原, 和之
島根大学学術研究院人文社会科学系 : 准教授

村野, 正景
京都文化博物館 : 学芸員

市沢, 哲
神戸大学大学院人文科学研究科教授 : 教授

他

<https://doi.org/10.15017/6770679>

出版情報 : 2023-03-10. 九州大学大学院人文科学研究院
バージョン :
権利関係 :

資料・情報管理専門職養成とキャリア形成 ―アーキビストを中心に―

岡崎 敦

0. はじめに

－1：専門職とはなにか

労働基準法では、有期労働契約の例外として定義される「専門職」とは、そもそものような存在なのであろうか。

欧米では、「資格」がその核心を構成しているが、その付与の主体は、歴史的にも、国家によっても、また職能や職種によっても多様である。一般的には、少なくとも「専門職」とみなされる「高度な能力保持者」については、伝統的な身分制的ギルド規制から、国家あるいは業界団体による付与へと変容してきたと考えられる一方で、特定の職場内部のみで通用する資格も時代や地域を越えて存在し続けてきた。他方、資格の前提となる能力の認定、さらには教育についても多種多様であるが、重要なのは、中世の西欧に最初に設けられた大学は、定められたカリキュラム、内容に基づく教育と、試験による評価、その結果による学位の付与を最初に定めた教育機関であったことである。少なくとも欧米では、これ以降、身分制や共同体規制に「能力による選抜」が加わり、民主主義と資本主義の勃興とともに（近代化）、後者が支配的になっていく。ここで重要なのは、ときに伝統を否定しながら、イノベーションの追求により発展してきた近代社会においては、著しい「専門分化」が必至となり、専門職の高度化を招来したことである。ここから、教育によって保証される専門職の体系は、教育＝学位のレベルによって、同一の職の内部が階層化されることになる。逆に、体系化された高度な職業教育が成立していないところでは、現場の実務経験が支配的であろう。

以上のように、近代世界における専門職は、なにより教育と学位によってその地位が選別、保証され、しばしば特定の職場を越えて、同一とみなされる職務を遂行する存在とされる。そこでは、特定の職務についての標準が明確化された上で、それに対応する教育カリキュラムと資格が明文化、制度化されることになるとともに、同一専門領域の内部が、教育＝学位レベルと能力の違いによって階層化される。簡単に言えば、全体を見晴らす総合的専門職キャリアと、狭い個別の経験の世界のみに生きる末端労働者の区別である。このような状況を制御する機構として、西欧近代世界においては、国家が果たす役割が次第に大きくなったことも、ある意味当然とも言えよう。大陸ヨーロッパにおいては、正規学校教育は基本的に公的負担によって維持される「公教育」であり、国家による資格、つまり「公的な」品質保証が、少なくとも国内の労働市場を支えている。他方、英米系諸国で伝統的に顕著なのが、業界団体、専門

職団体が果たす役割の大きさであり、そこでは教育や資格までもが民間団体によって保証されることもあり、国家に対する専門職の自律性の担保ともつながっていると考えられ、20世紀末以降にとりわけ顕著となった国民国家の「後退」との関係では重要なモメントの一つである。

－2：専門職養成の日本の問題

これに対して、近代日本においては、欧米型の専門職の確立が、一部を除いて未成熟とみなされてきた。他方、近年、この現象が単に雇用慣行の問題ではなく、日本社会のあり方に深く根ざした宿痼であるとの認識も現れている。なかでも、欧米型専門職雇用をジョブ型雇用とし、これに日本型メンバーシップ型雇用を対置させる見解は、情報管理専門職の問題を考える際、とりわけ重要なように思われる。日本で支配的な「箱モノ的」被雇用と、欧米で支配的な管理職専門職とは、根本的に相容れないからである。たとえば、日本の職場において決定的な重要性を持つのは、特定企業内部のOJTであるが、これは、就職の段階では、新規被雇用者は素人であること、つまり専門職教育を受けていないことを前提とした制度である。日本における「専門家」とは、一芸に秀でた職人であり、現場での個人的な訓練によって仕事が継承されるが、逆に言えば、他の職場、職能はもちろん、広い視野にもとづく革新的な経営とは無関係の存在である。逆に、日本の官公庁や民間企業における管理職とは、多元的な権益（省庁、諸部局、業界関係者など）の利害調整に長けた存在であり、人間関係の機微を察知するコミュニケーション能力が求められるが、高度な専門性は必要とはされていない。そして、この状況が、日本における特異な学歴主義、つまり「どの大学出身か」が問題で、「なにを勉強したのか」が評価されないという構造の背景の一つを形作っている。日本の大学教育の質の保証が改善されない最大の理由は、誰もそれを望んでいないから（学生、教員、学費を負担する保護者、雇用者としての官公庁や民間企業など）と称される所以である。学生の品質が、教育とは無関係に（入試）で評価、保証されるところでは、専門職は成立しないであろう。

－3：専門職の現在的問題

ところで、近代的な専門職制度は、欧米においても、20世紀末から動揺、流動化しつつあるといわれる。産業構造自体の変化により、伝統的な職種、職務等が流動化するとともに、従来自明であった職域の境界が不明確化し、競合するようになったためである。このことは、一方で、管轄や利権をめぐる紛争の激化をもたらすが、新たな専門領域が開拓されるなどの状況も生まれている。図書館学とアーカイブズ学は、伝統的に異なる専門領域と考えられてきたが、情報化の進行は、あらゆる面でこれら2つの領域の境界を曖昧にしている。他方で、特定専門領域の高度化は、特定職種、職務内部において、新たな技術や能力の必要性を高め、全体を差配する管理職専門職と

個別専門領域担当者との関係が問題となっている。医療の現場等が典型であるが、情報管理においてもことは同様である。この領域は、従来、コンテンツに詳しい人社系出身のキャリアと考えられてきたが、近年の情報化の推進は、高度な情報技術能力を必要とし、一時は、情報管理専門職は、将来情報技術者に置き換えられると「予言」された一方、コンプライアンスやアカウンタビリティ等が喧伝されるなか、今度は、法学、行政学等の知見の重要性も説かれている。2019年に国立公文書館が公表した「アーキビストの職務標準」に対して、そこに網羅された能力をすべて満たすことができる人間はいない、との批判が寄せられたことも、現場での戸惑いを示している。さらに、高学歴化と知的資源アクセスの拡大により、制度的専門家以外の一般人のもとで、相当程度高度な専門的知識や経験が確保されることとなった点も重要である。いわゆるシティズン・サイエンスと呼ばれる動向の前提にあるのは、膨大な数の「素人」による「専門研究」への本格的参入であり、そこでは、「専門家」には、「個別の実験や調査スキル」ではなく、大きな問題関心のもと、プロジェクト全体を差配する管理職としての能力が求められている。あるいは、AIに関する議論が象徴的なように、従来高度に専門的とみなされてきた技術が機械に置き換わられていくとき、過去の経験に基づくルーティン業務の遂行を「専門」とみなす条件は失われていくであろう。最後に、専門職をめぐる議論は、決して「当事者」、すなわち雇用者と被雇用者、あるいは個別業界だけの問題ではなく、社会的な次元を持つことを強調したい。繰り返すが、欧米では、専門職はなにより「資格」と「教育」の問題と認識されているが、伝統的にこれらは「公的」な視点から議論されてきたからである。日本が例外とするなら、その大きな理由は、専門職の「公的」認知が進んでいないからであろう。

以上のような状況を受け、以下、ここではまず、DX時代の資料情報資源管理専門職をめぐる議論のいくつかを、海外の動向を事例として紹介した後（1）、この領域の専門職養成、教育について、具体的な提言を行いたい（2）。

1. DX時代の資料・情報・データ管理

－1：デュランチと InterPARES

デジタル時代の記録文書管理についての国際的な共同研究 InterPARES を率いる一方、現代のアーカイブズ学のあり方を伝統的な文書学 *Diplomatics* との関係で再検討するなどの研究を続けているのが、イタリア出身でカナダのブリティッシュ・コロンビア大学で教鞭をとる、ルチアナ・デュランチである。InterPARES が公表した多くの業績のなかでも、2019年に刊行された『クラウドにおける記録の信頼性』と題する書物には、記録管理専門職についての論考が二編掲載されており、ここでの議論に有益である。

第一は、イングヴァルを代表とする共著論文「記録専門職の役割」である。ここではまず、記録専門職を、「記録と情報管理のあらゆる側面、つまり生成、利用、保持、処分および保存、さらにはレコードキーピングの法的、倫理的、財政的、行政管理、統治のコンテキストに通じている存在」と定義する。業務において具体的に問題となるのは、次のような課題である。すなわち、オープン化とセキュリティのバランス、官僚制的アプローチとのバランス、責任の明確化と共有、異なる課題の調整、財源、データとメタデータの管理、データの信頼性・真正性・追跡可能性の保証、レコードキーピングや記録専門職に関する偏見への対抗などである。このような業務遂行のために必要となる基礎的な能力（コンピテンシー）とは、IT言語の理解、デジタル・スキル、他の専門職との共同、事前対策、戦略的スキル、評価、ユーザーに関する知識、倫理および価値のガイドライン、ということになる。最終的には、規制に対応した説明責任、デジタル継続性・保存、データ・メタデータ管理、セキュリティ管理、記録資源管理の全体的戦略とフレームワーク、信頼できる第三者性、電子記録管理の標準化とシステム化、リスク管理・監査・透明性のファシリティ、デジタル業務フロー等の課題に対して貢献する存在として位置づけられる。

同じ論集で、専門職の教育問題を論じているのが、ルミウーとホフマンの共著論文である。彼らは、イングヴァル他の論文の内容を直接うけるかたちで、ITrustプロジェクトの過程で検証された議論に基づいて、記録管理専門職の基礎的な能力（コンピテンシー）を以下のように整理する。まず彼らは、分析の枠組みとして、概念と操作からなる縦軸、職業および個人からなる横軸によって形成される4つの次元を設定し、そこにそれぞれ関係する能力を配置する。概念＝職業次元として「認知能力」、概念＝個人としての「メタ能力」、操作＝職業としての「機能に関する能力」、操作＝個人としての「社会能力」、である。その上で、たとえば「認知能力」は以下の4つの知識群に分割される。すなわち、「コア知識」、「法知識」、「技術的知識」、「業務的知識」で、さらに以下のように再区分される。第一の「コア知識」は、文書学、機能論、記録の信頼性、ライフサイクル、保持および処分、コンテキスト、第二の「法知識」は、プライバシーと透明性、法令遵守と監査、法と証拠性、第三の「技術的知識」は、デジタル保存、デジタル文書学、ITセキュリティ、第四の「業務知識」は、ポリシー、情報ガバナンス、リスク管理から、それぞれ構成される。あるいは、操作＝職業次元に位置づけられる「機能に関する能力」については、「コア・アーカイブズ機能」、「法的機能」、「業務機能」、「研究機能」、「技術機能」の5つに再分割され、さらにそれぞれが3～5の知識群から構成される。たとえば「コア・アーカイブズ機能」は、さらに「レフェランス・アクセス」、「保持および処分」、「記録セキュリティ」、「保存」、「評価」の5つに分割される。

以上の2つの論文から学ばねばならないのは、専門職教育（ばかりではないが）プログラムは、理論的基盤の上にたって、体系的に構想されねばならないことである。

それでは、InterPARESの主催者デュランチ自身は、アーカイブズ管理専門職教育をどのように考えているのだろうか。ここでは、彼女の考えがもっとも端的に現れていると考えられる2007年の論文を紹介しよう。彼女はまず、歴史的、アーカイブズの構造、資料類型、伝統、教育態勢などの状況依存の理由で（北米では特に決定的）、アーキビストの像自体が従来非常に多様であったという。他方、将来のアーキビストとして、歴史家でも情報技術者でもない新たな教育のあり方を提示する必要性を力説すると同時に、ジェンキンソンを引いて、完全なアーキビストを一度に作り出すことはできず、生涯を通じての教育、訓練の重要性を説く。その上で、彼女は、アーカイブズ専門職教育について、大きく4つのモデル、すなわち、「歴史的」（記録管理のあり方自体の歴史、非常に多様）、「文献学的」（生成の段階での真正性、保存の段階での信頼性、文書学とInterPARESの立場）、「管理的」（政治、法、倫理、行政、アクセスなど）、そして「学問的」（アーカイブズ学固有の理論研究、大学での研究の核心）の併存を指摘し、これらのモデルの将来の妥当性、相互関係を研究の課題として設定する。

さらに、現代的アーキビストのアイデンティティ、および発展する教育モデルのあり方が展望される。具体的には、社会の様々な記録の信頼できる管理者としてのアーキビストとして、中立的な第三者、正式な教育を受けて職務を遂行できる要件を備えたと認められること、信頼できる管理システムを装備、運営できること、という要件を列挙する。他方で、デジタルと紙媒体では同じ原理原則（手続きによる真正性の確保）が働くことが重要で、過去のアーカイブズと現代のアーカイブズの教育を分離すべきではないとする。

その上で、具体的な教育体系として、以下の原則を提案する。第一は、国際的標準にそった理論と実践についての知識を持つと同時に、個別のローカルな状況に対応できる人材の養成、つまり一般的な理論教育と、特定のコンテキストの局限される歴史的な個別教育を両立させること、第二に、個別から一般的理論の発見を導いてはならず、一般的な理論と方法論を学んだ上で、その現場の適応を考えること、である。具体的な教育プログラム構想に際して強調されるのは、コア・プログラムと、そこでの文献学的（＝文書学、InterPARES）アプローチの重要性である。最後に、デュランチは、大学院教育を前提として、修士課程と博士後期課程の教育目標の違いに言及する。前者においては、研究と職務の現場での活動準備を両立させることが重要であるが、さらに重要なのは、職場における継続教育を念頭において、研究の必須条件である先行研究や学界動向のフォローの実体験である。これに対して、博士後期課程においては、研究経費の調達を念頭に、教員との共同研究が推奨される。ここでは、学界の最先端に位置することの重要性が意識されているように思われる。

-2 : フランス語圏におけるアーカイブズ管理専門職養成に関する議論

ここでは、日本で紹介されることが少ないフランス語圏欧米における、アーカイブズ管理専門職養成に関する議論を紹介したい。対象となるのは、2011年以來ベルギーのルーヴァン・カトリック大学で開催されてきた研究集会で、ベルギーとカナダが中心的な役割を果たしている。ここでは、この研究集会を主催するルーヴァン大学において、歴史学とアーカイブズ学を教える一方、大学文書館を統括しているセルヴェによる、特に専門職に関係する2つの論文を取り上げる。

第一は、2015年に『現代アーカイブズ学のパノラマ』と題して刊行された、カナダのアーキビスト、クーチュールへの献呈論文集に寄稿した論文で、本研究集会の成果を総括する「一つの職業、機能、学問のさまざまな展開 —ルーヴァン・カトリック大学アーカイブズ研究集会からみたアーカイブズ学」である。

著者はまず、なかば偶然から発足したという、この研究集会の活動について、集会の目的、各会合のテーマ、プログラム、さらには参加者自体も、漸次的に形成されてきたと回顧しながら、あらためてこの研究集会を総括する。

セルヴェが指摘する現代アーカイブズ学、管理のもっとも大きな論点は、アーカイブズの非物質化である。ここから、アーキビスト専門職問題は、新しい情報（学）環境との関係を軸として論じられ、具体的には以下のような論点が提示される。今後この職務で特権視されるべきなのは何か（文化か、遺産か、管理か）、養成機関はどのような就職先、ニーズを念頭に置くべきか（雇用者、学生、専門職団体など）、専門職のあり方はなにか（事後対応か事前介入か、課題解決か提案か）、養成のあり方（包括的か個別か、レベル問題、生涯教育、外部との連携）、教育内容のバランス（科目設定、理論と実践、個別と一般、伝統と新たな要求）、養成機関同士の連携（海外も含む）などである。

他方、アーキビスト専門職に提起されている最大の問題の一つは、そのアイデンティティであるとする。かつてのように歴史的素養が絶対視されない一方で、特殊個別領域では外部委託が進んでいる。現在、この領域は複合学際領域であり、特に情報学、ドキュメント管理、メディア、図書館情報学、博物館学などとの境界が問われている。結果として、プロフィールは多様化、複数化しているが、これは、社会の各領域からの期待を反映しているとはいえ、伝統的なイメージからは程遠い。現在求められているのは、管理職、コミュニケーター、そして組織のリーダーとしてのアーキビストなのである。

最後に、現代市民社会の中でのアーキビストの位置づけが問題とされる。情報学の加速度的発展は、そもそもアーキビストなるものの必要性自体に対する疑問を提起したが、事実、そこでは情報の即時的性格、ネットワーク重視、共有など、従来当然視されてきたコンテンツの専門的内容の閉鎖的な長期的保存とは異なる性格が顕著である。現代の情報社会でデータ利活用が重要なら、アーキビストに求められるのは、

保管ではなく、サービス提供ではないのか。新しい観点からの管理責任とは、コンテンツの深い理解ではなく、システムの長期維持、データ管理、共有とアクセス制限（機密や人権保持）などに関わるものである。利活用についても、そこで重要なのは、情報技術能力、利用の主体の多様化への対応なのであり、いずれにせよ、未来志向の新たな原理原則を学問的に再構築する必要がある。その一方で、市民社会のなかでのアーキビストの責任と地位について、倫理綱領が持つ重要性は飛躍的に高まる。

結論として、セルヴェは、以上の議論を以下のようにまとめる。第一は、アーキビストは多様化すること、つまり教育期間、レベル、職場、経験、権限と手段、認知など諸面において、ある意味で古典的なアーキビスト像は解体の危機にあるともいえる。第二は、アイデンティティ問題で、社会・情報環境の激変、隣接専門領域の関係の流動化、職場の変容などの理由から、古典的イメージが動揺している。特に重要なのは、従来支配的であった「公的」空間以外へのアーカイブズ学、アーカイブズ管理の拡張である。最後に指摘されるのは、アーカイブズ学、アーキビスト像は常に流動化していくとの見通しである。学問的な原理原則に基づきながらも、実際の職務、職種等は多様化しており、この事態に対して、教育や養成も耐えざる再検討が必要となる。セルヴェの論文は、しかしながら、最後は、アーカイブズ学の本質は、価値ある業務情報の保存と価値付けにあることは変わらないとし、その上で、一つの学問としての創造的かつ実践的な発展を展望している。

次は、2015年のルーヴァン大学研究集会準備のために刊行された、『2030年のアーキビスト 将来を展望する諸省察』と題する論文集であり、セルヴェはその序論を担当している。ここでは、この序論と、バイヤルジョンによる巻頭論文「2030年に必要とされるのは、どのようなアーキビストか」の内容を紹介しよう。

セルヴェは、過去50年の大きな政治的、社会的変化として、冷戦の崩壊、EU統合の加速化、中国の躍進、低成長の恒常化と新自由主義経済、さらには温暖化、都市化のさらなる進行、私生活と人々のアイデンティティの変容等をあげた上で、情報と情報管理の世界でも大きな変化が生じたとする。第一は、大型コンピューター時代の終わりデバイス個人化、第二はインターネットの展開。最後に、社会ネットワークにおける相互応答性の拡大である。その上で、アーキビストのあり方は大きく変容し、ルーヴァン研究集会もその変容過程を追ってきたとする。提起される新しい問題系とは、アーカイブズの非物質化、新たな責任を果たすための教育の再検討、アーキビストのアイデンティティ、情報社会におけるアーキビストの位置づけ、である。

モントリオール大学文書館アーキビストのバイヤルジョンの論文は、情報技術の進展への考慮が不可欠な世界にあるとの認識のもと、まず、現代アーカイブズ管理の最大の課題が、情報のポーンデジタル化にあるとする。そこから、デバイスの多様化と、クラウドでの管理必須化が招来し、これらの状況にいかに対応するかが問われている。

他方、アーカイブズ管理が公的統治との関係で新たな位置づけを獲得し、これはこの業界にとって大きな革新のチャンスであるという。具体的なキーワードは情報ガバナンスであり、その本質は、セキュリティとリスクの管理であるとともに、組織内のナレッジマネジメント、さらにはビッグデータの利活用と、民間・市民社会との情報の共有を進めるオープン・ガバナンスのための基盤形成へと拡張していく。

バイヤルジョンが提起するもう一つの課題は、私的領域に関わる。現代アーカイブズ学が理論的にも実践的にも大きな発展を遂げたこの問題について、著者は、あらためて情報主体の私生活と情報アクセスの問題からはじめ、これにアーキビストがどのように介入するか（文化的視点）という問題を提起するが、他方、問題なのは、現代の情報空間において、個人情報こそが非常に大きな商品的価値を有するものとして流通していることである。このような状況のもと、アーキビストはどのように養成されるべきか、社会の各所でどのような実践が求められているのかが問われる。彼女が指摘する第一の問題は、情報技術と人間に関する諸学との間のバランスである。その上で、アーカイブズ管理業務自体の個別専門化が高度に進行するなか、職務・職種の多様性はレベルの違いとしても対応する必要があるとあり、教育とも連携すべきと主張される。最後は、にもかかわらず、情報管理領域は本質的に複合学際領域であることが強調され、個別技術に断片化されてはならないとされる。

以上のように、欧米の代表的な共同研究、学会では、共通して、アーカイブズ学、管理のあり方に対して、根本的な省察を要求していることを正面から引き受けた対議論を展開していることが伺われる。重要なのは、この背景には、単に紙媒体からデジタルへの変化という情報技術上の問題だけではなく、アカウントビリティと内部統制領域でも、情報の共有と利活用を目指すオープンデータ領域でも共通に、その背後には、市民社会や国家のあり方自体、さらには地球環境問題や国際秩序の変化等の政治的、社会的、経済的な問題があるという認識が共有されていることである。

以上を受けて、アーキビスト養成のあり方についての諸原則について、以下論じることとする。この種の問題については、日本国内でも多くの議論や実践が積み重ねられてきたが、ここでは、ここまで検討してきた専門職あり方、および海外の動向を念頭に、根本的に異なる理念的モデル構想のための素材を提供したい。この際目標とするのは、多様化、多元化する状況への一元的解決を目指す一つの具体的教育プログラムの例示ではなく、多様性を尊重して個別に構想されるさまざまな教育プログラムにおいて、共通に共有されうると考えられる原理原則の整理である。

2. 教育プログラム構想のための原則の提案

-1: 基本的諸特徴

1) 情報管理専門職における階層区分と類縁領域との関係

すでに強調したように、専門職の職制は、そもそも教育や学位による階層によって区分されるものだが、現代の情報管理においては、課題の複合性と、関係するさまざまな学問領域、専門性の多様化から、複数の専門領域の連携、協力が不可欠である。この状況に対しては、欧米にならって、大学院レベルの情報管理専門教育と専門学位取得を前提とする上位レベルと、個別の諸情報技術や類縁の諸学問領域と連携する下位レベルとの違いを明瞭にする必要がある。具体的には、上位レベルで求められるのは、情報管理全般に関する理論的、包括的知見と、管理職としての能力であり、職場においては、組織の情報管理について政策立案・決定に中心的に関与し、その実施責任を担うことである。これに対して、下位レベルでは、たとえば、情報技術、個別コンテンツ、法制度・合意形成、教育などに関する個別の知見や技術が重要となり、それぞれの関係専門領域との連携、教育が構想される。その上で、上位、下位のいずれのレベルにおいても、情報管理の領域で要求されるコンピテンシーとして重要なのは、狭義の情報管理、提供（サービス）、そして法務であろう。

2) 上位レベル教育プログラムのコア

日本の職場との関係で理解が困難なのは、個別の職務内容ではなく、上位レベルの管理職としての職務、およびそれに必須な知識や知見であろう。ここでは、以下のような内容が考えられる。第一に重要なのは、アーカイブズ資料の本来の性格、つまり公的世界において拘束力を持つ＝法的証拠能力という性格からくる、法制度への理解である。そこでは、関係の法律、法令、さまざまなガイドラインや標準だけではなく、世界のさまざまな組織（国際組織、国家、業界団体、各組織等）の動向や運用の具体的あり方等についての最新の知識が要求される。さらに、規則を実際に機能させるためには、各組織における政策立案や規則等の作成に実際にに関わり、それを具体的に運用させる能力も重要となる。第二は、狭義の情報管理である。遵守すべきさまざまな原理原則（国際的標準）を現場で具体的に実装させ、運用するには、一般的な組織管理能力とは別に、情報管理プロパーの専門性が要求される。具体的には、情報技術やメタデータなどに関する最新の知識と理解・運用能力があげられるが、重要なのは、どのような職種、職場においても（個別特定の現場でしか通用しない経験ではなく）、情報管理の全過程にわたって関与できることであり、それなくしては上位レベルの情報管理専門職とはみなされない。最後は、社会との関係、広くはいわゆる公共性の理解である。特定の組織活動が社会のなかでどのような社会的責任を担い、対応すべきなのかについての問題が、公行政のみならず、民間企業やさまざまな私的団体に対して課せられるようになってすでに久しい。ことは、学問のあり方についても

同様であり、たとえば科学技術社会論は、アカデミアが標榜する専門知は、そのままでは社会的責任とは合致しないことを論じてきた（理論知と個別知との関係など）。どの領域であっても、管理職には、社会のなかでの責任と倫理の自覚が求められる。

3) 教育プログラムの構成

その上で、上位レベルのアーキビストを大学院で教育、養成するための教育プログラムを構想する際、留意すべき点がいくつか考えられる。第一に、全体は、理論、研究（学位論文作成）、そして実習の三種類の科目群によって構成されることである。なかでも重要なのは理論である。核となるのは、情報管理についての技術、法制度、そしてメタデータに関する専門的知識であろう。他方、学位論文作成からなる個別研究は、アカデミア参入の免許証（狭い専門性の内部での評価）というよりもむしろ、学界の最先端の情報を常にフォローアップする作業を自身で経験することが目的とされ、それは特定テーマに限定した専門研究実施によってもっとも効率的に果たされる。同時に、深い個別研究の経験は、専門性なるものの内在的理解（専門の自己展開）にも繋がり、異なる専門性間のコーディネイトにも貢献するであろう。最後に、実習であるが、諸条件の拘束から、特定の職場への派遣というかたちをとらざるを得ないが、単なる狭い職場体験ではなく、テーマを決めた上での共同研究の一環として、インターンシップの実質化という観点から再定義されるべきである。

-2 : 教育内容 : 資格教育、現場での訓練、継続展開

他方、教育のあり方については、資格教育に加えて、現場での訓練、継続展開の三種が想定される。

1) 資格教育

第一の資格教育は、専門職は専門教育と専門学位によって保証されるという点からは、もっとも標準的なものであり、以下の要件が求められる。第一に、そこでは、どの職場でも通用する情報管理に関する一般的、包括的理論と、それに基づく基礎的スキルの習得が中核となる。その上で、最新の学界動向追跡能力涵養のため、学位論文の執筆が求められる。ここで重要なのは、繰り返すが、管理職として、情報管理の職務全般の差配に対応する幅広いカリキュラムが準備される必要であり、その中核となるのは情報資源の真正性・信頼性の確保（生成段階からの統合的管理の重要性）と、さまざまな創造的利活用展開能力（キュレーション）である。このように養成された上位レベルの専門職は、コンサルティングなどの個人事業に携わるか、あるいは個別組織のトップに近いところで、管理職型の高度専門職として雇用される。

2) 現場での訓練

他方、下位レベルの専門職は、特定技術に特化した専門教育を受けるか、あるいは単純労働の担い手として、就職した職場内部で現場訓練によって養成されることになる。しかしながら、そこでも重要なのは、特定職場に限定される個々の経験ではな

く、あくまで国際的、国内的に定まったさまざまな理論に裏打ちされた標準の現場への適用であり、専門職であるからには、異なる職種、業務の現場を越えて移動しながら、情報管理という共通した業務を担当できることが求められる。その上で、末端に位置する個別の技術については、外部委託、あるいはユーザーの利活用などを通じた、組織外との連携が重要となろう。

3) 継続展開

最後に、継続教育の重要性を強調したい。専門職に求められる知識や技術の展開、発展のスピードは、特に情報管理領域においてはきわめて早く、ノウハウも早期に陳腐化するため、知識、技能を最新の動向にあわせてアップデートすることはきわめて重要であり、逆にいえば、それが、特定領域における専門家であることを保証しているともいえる。この意味で、社会の様々な現場で活躍する専門職のリカレント教育の重要性は高く、大学を始めとする正規教育機関への期待も大きい。欧米では、この点で重要な役割を果たしているのが、専門職団体である。アーキビストの多様化のいわば先進国である日本においても、さまざまな団体がさまざまな教育を実施してきたが、共通の理念にもとづく共通教科書、あるいはガイドライン等の作成が求められるように思える。

-3 : 教育態勢の実質化と多様化

以上の考察を受けて、以下、多様な教育のあり方をより具体的に考察する。

1) 学位教育

欧米では、専門教育は大学院レベルにあることが標準化されつつある一方、大学院教育やアカデミアは、日本のようにそれ自体に閉じられた世界ではない。違いは大きいとはいえ、専門職の社会的認知のためには、現状の再検討も含めて、新たな教育のあり方を構想する必要がある。

第一は、すでに述べた大学院における上位レベルの専門職養成である。ここでは、個々のアカデミア参入のための準備教育ではなく、社会のさまざまな職場で活躍する専門職養成の場としての大学院教育を構想する必要がある。当座は、修士課程が主たる対象であるが、将来においては、博士号取得者が情報管理の現場に奉職することも念頭においた、専門職キャリアの形成、および大学院教育の見直しが望まれる。第二は、日本においては、相当高度な専門教育が実施されている大学教育、あるいは情報管理以外の大学院専門教育である。すでに述べたように、情報管理領域においては、要求される技術や知識が多様化しており、さまざまな専門領域の連携が不可欠とみなされているが、下位レベルに位置すると考えられるさまざまな領域、たとえば、歴史学、情報学、法学、政治学、社会学、メディア研究、文化遺産などの専門領域に関係する大学教育卒業生、あるいは大学院修士課程修了生は、ますます多様化する社会のさまざまな現場で、部分的に情報管理を担っていくことであろう。その際重要な

は、個別の関連領域を情報管理という上位専門性との関係で位置づけることであり、それなくしては、情報管理における標準化要件と、主体や価値の多様化という現代的な要求の双方に応えるような、多元的な専門職養成の実効性は薄いものとなろう。最後に、情報管理に特化した大学教育も、日本においては構想可能である。

2) 継続教育

先にその重要性を指摘した継続教育について、正規学位教育、あるいは業界団体における社会人研修は、なにより知識、技能のアップデート、すなわち各領域における最先端の動向のフォローアップが目的となろう。他方、個別の教育プログラム構想に際しては、職務の階層に応じた個別の教育プログラムを準備する必要もあるように思われる。上位レベルの専門職に求められる包括的な専門性とは異なるレベルでは、対象となる学生のニーズ、職種、職場等の条件によって、必要となる能力にも違いがあるからで、個別の教育プログラムが、全体として多様な形で提供されることが望ましい。

3) 資格認証の多様化

専門職養成、キャリア形成に関する最後の問題は、資格である。そもそも資格と就職が一致していない状況のもとでは、議論の前提が成り立たないが、ここでは、上述の状況を念頭において、論点を整理する。

第一に、国家的認証であれば、そこには職務に関して必ず参照すべき標準とそれに準じた統一化された教育プログラムがなければならず、さらに、資格が職務の条件として制度化されている必要がある。かりに統合的な情報管理専門職資格を想定するならば、それは大学院修士課程で養成される上位レベルの専門職しかありえない。逆に言えば、情報管理専門職を論じるならば、個別領域ではなく、あくまで現代社会が要求する情報管理専門職プロパーの人材養成を考えるべきである。

他方、現代の専門職、とくに情報管理専門職において顕著なのは、要求される能力や知識の多様化、多元化であり、個別の専門領域において、部分的に情報管理に対応する個別領域の専門職資格を認定することはあり得る選択肢である。これは、日本では、個別業界団体による資格認定の乱立というかたちで、実は実現しているともいえるが、関係諸団体に間の連携は十分ではないように思える。その原因の一つが、総合的管理職として専門職、さらには情報管理固有の専門性の認知の欠如と関係しているならば、蝸壺的と称されるアカデミアの問題も含めて根が深い。

最後に、日本特有の道では、専門性の条件として上記のような包括的な能力や資格を重視しないということであれば、下位レベルの個別個別の専門領域自体が、情報管理プロパーの世界の存在を認め、その専門性を積極的に取り込むことで、情報管理専門職能力の拡張を目指すとの方針もありえる。ただし、すでに強調したように、情報管理において要求される専門性は、多様な個別領域の専門性をただ深めれば得られるものではありえないことから、この道を目指すならば、多様な個別専門領域の大学あ

るいは大学院教育自体を、個別に編成されているアカデミアの外に開く必要がある。具体的には、情報管理プロパーの専門的理論系科目、さらには欧米で盛んな公共を冠する科目、あるいは科学技術社会論等の科目の積極的な導入などが不可欠であろう。

専門職養成やキャリア形成は、社会の多様なニーズに対応してはじめて実効性あるものとなりえる。全国の大学、特に全県に存在する国立大学法人には、地方自治体や民間企業等との連携を通して、人材養成や産官学連携に関する地域拠点形成の責任があるとするとするならば、情報管理領域は、地域の維持再生のもっとも重要なインフラといえる。

おわりに

最後に、情報管理専門職の社会的認知には何が必要なのかという問題について思うところを述べて、結びとしたい。

第一に、特に日本社会における専門職、専門性自体の認知を進める必要がある。このことは、特に大学においてなされているという専門性のあり方自体にも関係し、専門性自体に関する議論と不可分である。専門性に関わる問題は、過去さまざまなかたちで論じられてきたが、学問内部の省察という次元に加えて、社会との関係という公共的次元でも議論を深化させる必要がある。

第二に、専門職が社会のさまざまな現場で、具体的にどのように貢献するのかという問題がある。情報管理専門職が社会的に認知されていない背景に、現場での具体的な機能や必要性とは無関係に、人事配置が行われており、このことが結果的に正規職からの排除を生み出しているとするならば、本末転倒と言わざるをえない。情報管理の業務に関する社会的認知のためには、仕事の現場のあり方自体を再検討する必要すらある。ことは、専門職養成にあたっている教育機関のあり方にも当然関係する。

最後に、日本の社会において、一部ではあるが、専門職としての認知が確立している領域もあるが、情報管理領域との違いは何なのだろうか。あるいは、資料情報管理領域が、別の学問領域出身者の就職口とみなされる状況は何に由来するのだろうか。思うに、日本においては、情報管理は独立、自立した専門領域とはみなされていないからではないだろうか。もしそうであるならば、日本の情報管理領域にとってまず必要なのは、学問としての自立と差別化であり、それは理論化によってしか果たされえない。ますます多くの若い研究者が、情報管理固有の領域に参入することが期待される所以である。

参考文献（抄）（基本的に刊行年順）

1. 専門職について

橋本鉦市編『専門職の日本的構造』玉川大学出版部、2009年

濱口桂一郎『新しい労働社会』岩波新書、2009年

橋本鉦市編『専門職の報酬と職域』玉川大学出版部、2015年

小熊英二『日本社会のしくみ ―雇用・教育・福祉の歴史社会学―』講談社現代新書、2019年

濱口桂一郎『ジョブ型雇用社会とは何か』岩波新書、2021年

2. アーキビストの専門職に関する主な日本語文献

保坂裕興「アーカイブズ学教育の指針に関する基礎的考察」、『文化情報学』11(1)、2004年、29-38頁

森本祥子「日本における養成課程と資格制度の提案 ―国内外の蓄積から学ぶこと―」、『アーカイブズ学研究』9、2008年、1135-54頁

森本祥子「これからのアーキビスト養成の課題についての一考察 ―アメリカの現状をふまえて―」、『学習院大学文学部研究年報』56、2009年、227-246頁

NPO 知的資源イニシアティブ編『これからのアーキビスト ―デジタル時代の人材育成入門―』勉誠出版、2014年

大木悠佑「専門職としてのアーキビストの役割を考える ―テリー・クックの論考をてがかりに―」、『学習院大学人文科学論集』25、2016年、259-281頁

保坂裕興「アーキビスト養成の国際的動向 ―能力保障型の人材育成―」、『アーカイブズ学研究』27、2017年、73-87頁

大木悠佑「アカウントビリティを支える公文書管理制度とレコードキーパー ―Australasia の公記録法の視点から―」、『アーカイブズ学研究』29、2018年、77-100頁

松崎裕子「日本におけるアーキビストとレコード・マネージャーのキャリアパス形成に向けて」、『情報の科学と技術』69-1、2019年、34-39頁

菅真城「社会的共通資本としてのアーカイブズ・記録管理 ―専門職問題を中心に―」、『レコード・マネジメント』81、2021年、54-61頁

大阪大学アーカイブズ編『アーカイブズとアーキビスト』大阪大学出版会、2021年

下重直樹、湯上良編『アーキビストとしてはたらく』山川出版社、2022年

3. 国立公文書館「アーキビスト認証」の動向

<https://www.archives.go.jp/ninsho/aboutCAJ/>

国立公文書館編『アーキビストの職務標準』国立公文書館、2018年12月

国立公文書館編『アーキビスト養成・認証制度調査報告書』国立公文書館、2019年

11月

国立公文書館編『アーカイブズ』84、2022年5月

<https://www.archives.go.jp/publication/archives/category/no084>

中野佳「アーキビスト認証の仕組みと大学院修士課程における科目設置について

島林孝樹「アーキビスト認証における国立公文書館主催研修の位置付け」

渡辺浩一「国文学研究資料館のアーカイブズ・カレッジと大学院教育協力」

下重直樹「アーキビスト養成システムを確かなものにするために —学習院大学の取組とアーカイブズ機関への希望—」

小林准士、清原和之「島根大学大学院アーカイブズ学分野設置の経緯と認証アーキビスト養成プログラムの紹介」

菅真城「大阪大学アーキビスト養成・アーカイブズ学研究コースの開始」

4. 本稿で取り上げた欧語文献（本論での言及順）

DURANTI, L., ed., *Trusting Records in the Cloud*, London, 2019.

ENGVALL, T., etc., 'The Role of the Records Professional', in *ibid.*, pp 223-244.

LEMIEUX, V. et HOFMAN, D., 'Education', in *ibid.*, pp.223-244.

DURANTI, L., 'Models of Archival Education: Four, Two, One or a Thousand?', in *Archives & Social Studies: A Journal of Interdisciplinary Research*, 1, 2007, pp.1-21.

DURANTI, L. and RODGERS, C., 'Educating for trust', in *Archival Science*, 11, 2011, pp.373-390.

GARNON-ARQUIN, L. and LAJEUNESSE, M., ed., *Panorama de l'archivistique contemporaine : évolution de la discipline et de la profession : mélanges offerts à Carol Couture*, Québec, 2015.

SERVAIS, P., 'Evolutions d'une profession, d'une fonction, d'une discipline. L'archivistique au miroir des Journées des Archives de l'Université catholique de Louvain', in *ibid.*, pp.295-308.

SERVAIS, P. et F. MIRGUET, éd., *Archivistes de 2030. Réflexions prospectives*, Louvain-la-Neuve, 2015.

SERVAIS, P., Introduction, in *ibid.*, pp.13-18.

BAILLARGEON, D., 'De quelle sorte d'archivistes aurons-nous besoin en 2030?', in *ibid.*, pp.19-32.

参考（フランスの動向）

Association des archivistes français, ed., *Abrégé d'archivistique*, 3e éd., Paris, 2012. フランス・アーキビスト協会が編集したアーカイブズ（レコードマネジメントを含む）概論

‘Les mutations du métier d'archiviste et de son environnement. Actes des journées d'études de la section Aurore - archivistes des universités, rectorats, organismes de recherche et mouvements étudiants - de l'Association des archivistes français des 28 novembre 2014 et 5 novembre 2015, in *La Gazette des archives*, 244, 2016. 同協会の機関紙の「アーキビスト職およびその環境の変容」特集号

5. 筆者による関係文献

- 岡崎敦「アーカイブズ、アーカイブズ学とは何か」、『九州大学附属図書館研究開発室年報』2011/2012、2012年、1-10頁
- 岡崎敦「記録情報管理分野の現状とマネジメント人材の育成 —九州大学大学院ライブラリーサイエンス専攻の目指す人材像—」、『Records & Information Management Journal』(ARMA 東京支部) 25、2014年、16-26頁
- 岡崎敦「レコードキーピング時代の情報管理専門職人材養成について」、『九州大学附属図書館研究開発室年報』2013/2014、2014年、18-24頁
- 岡崎敦「情報管理専門職の人材養成問題 —職務標準, メタ情報標準の動向からみるアーキビストのミッション—」『九州大学附属図書館研究開発室年報』2017/2018、2018年、1-7頁
- 岡崎敦「資料と公共性 —なにが問題か—」、「オープンデータと大学 —問題の射程—」、『資料と公共性 2018年度研究成果年次報告書』、2019年、8-22頁、35-40頁
- 岡崎敦「資料と公共性 —問題の所在と議論の背景—」、神戸大学大学院人文学研究科倫理創成プロジェクト編『21世紀倫理創成研究』12、2019年、42-51頁
- 岡崎敦「フランス革命とアーカイブズ —近代的文書館の形成と変容—」、『歴史学研究』984 (2019年6月号「特集・文書管理の歴史学 —作成・保管・利用・廃棄— (1)」、2019年、57-66頁
- 岡崎敦「地方自治体における公文書管理の理念と施策 —産官学連携によって開催された、あるワークショップの紹介—」、『九州大学附属図書館研究開発室年報』2018/2019、2019年、1-7頁
- 岡崎敦「公共歴史学とはなにか」、「フランス共和国におけるアーカイブズおよびアーキビスト養成制度」、『資料と公共性 2019年度研究成果年次報告書』、2020年、18-26頁、97-116頁
- 岡崎敦「情報管理組織のミッションと専門職養成」、『資料と公共性 2021年度研究成果年次報告書』、2022年、65-67頁
- 岡崎敦「DX時代の公文書管理 —『デジタルWG報告書』に寄せて—」、『アーカイブズ学研究』37、2022年、33-46頁